

データ / サンプル及び成果の取扱い方針（暫定）

1. データ / サンプルの公開及び帰属の原則

独立行政法人海洋研究開発機構（以下、「JAMSTEC」という）の潜水調査船等を利用して得られる成果は、国民に還元されることが肝要であり、データ / サンプルも公共のものとして速やかに公開することを原則とする。ただし、各航海に乗船し、データ / サンプルの取得を行った研究者および共同利用研究者（以下、「参加利用研究者」という）は、当該航海における関連のデータ / サンプルを優先的に使用することができる。「深海調査研究」行動で得られたデータ / サンプルは、原則として JAMSTEC に帰属する。

2. 参加利用研究者の義務および JAMSTEC の役割

参加利用研究者は、1年以内にプロポーザルに記載された観測研究分野で必要な分析、品質解析等を終了し、データ / サンプルを JAMSTEC に返却することを原則とする。JAMSTEC は、調査で得られたデータ / サンプルを適切に管理し、散逸を防ぎ、適切な手段で一般に公開する。ただし、社会的に速報性が求められるデータに関しては、利用条件を付けるなどして JAMSTEC が公表することとする。

3. 研究成果の取扱い（取得から公開開始までの期間について）

JAMSTEC の潜水調査船等を利用して観測を行った参加利用研究者は、取得されたデータ / サンプルを用いた研究の成果を学会、学術雑誌等に公表する場合、首席研究者と協議し、JAMSTEC の潜水調査船等を利用した旨を明示（*例：本調査は、独立行政法人海洋研究開発機構所属の潜水調査船「しんかい6500」（航海番号：YK04-05）を利用して行った）するとともに、公表物（論文の別刷りや講演要旨等）を JAMSTEC に提出する。

4. データ / サンプル取扱いの流れ

(1) 航海情報データ等の取扱い

首席研究者は、別に定めるフォーマットに基づき、航海情報データ、観測データ、インベントリ情報（データ所在情報等）をまとめ、「クル・ズレポ・ト」に添付して、JAMSTEC に提出する。

(2) データの取扱

JAMSTEC の潜水調査船等を利用して取得されたデータは JAMSTEC に提出するまでは、首席研究者（必要に応じ JAMSTEC 側が補佐）が管理する。

参加利用研究者は、表「データ / サンプルの公開開始時期についての指針」の公開開始時期までにデータを JAMSTEC に提出する。

JAMSTEC は、公開開始時期までに公開できるように、必要に応じて参加利用研究者と共同でデータの品質管理を行う。

各種画像データのマスターデータは航海直後より JAMSTEC が保管・管理し、参加利用研究者はその複写を使用することができる。

JAMSTEC は表 「データ/サンプルの公開開始時期についての指針」に従い、一定期間経過後はデータ、映像等を外部に公開することができる。

参加利用研究者は公開されていないデータを第三者へ提供を行う場合は、首席研究者及び、JAMSTEC の了承を得ることとする。

データの詳細な公開方法は、JAMSTEC 内におかれている情報業務委員会にて、今後検討する。

(3) サンプルの取扱い

JAMSTEC の潜水調査船等を利用して取得されたサンプルは、分割可能なものについては、原則としてその半量を JAMSTEC に保管する。首席研究者は残りのサンプルを管理（必要に応じ JAMSTEC 側が補佐）するが、原則として1年が経過した後、参加利用研究者はサンプルを JAMSTEC に返却することとする。

ただし、当面の間 に拘わらず参加利用研究者はサンプルリスト及び、その付随情報（所在、残量等）を JAMSTEC に提出し、JAMSTEC はこれらを管理する。また、サンプル自体の保管は、下記の通りとする。

- ・ JAMSTEC の施設で保管可能なものは、同施設にて保管する。
- ・ 同上で保管出来ないものは、各参加利用研究者が保管する。

研究・分析方法によっては、サンプルを使った追試験ができない場合がある。その場合、参加利用研究者は基本的な記載データを残し、JAMSTEC はこれを管理する。

JAMSTEC は、表 「データ/サンプルの公開開始時期についての指針」に従い、一定期間経過後はサンプル等を外部に公開することができる。

参加利用研究者はサンプルを第三者へ提供を行う場合には、首席研究者および、JAMSTEC の了承を得ることとする。

サンプルの詳細な公開方法は、JAMSTEC 内におかれている情報業務委員会にて、今後検討する。

5 . 報道機関に対する公表について

JAMSTEC の潜水調査船等を利用して得られたデータ/サンプル及び成果の報道機関に対する公表については、首席研究者の了解を得るとともに、事前に JAMSTEC 海洋工学センター研究船運航部計画推進グループへ連絡する。

データの種類	公開期限	状態
・インベントリー情報（データ、サンプル） クルーズレポート（公開用の要約、図表の一部含む）	航海後 1 ヶ月以内 "	文書及び 電子記憶媒体
・定常取得データ ・XBT、CTD、XCTD、船舶 ADCP	航海後 1 ヶ月以内 180 日以内	補正前数値 "
・船上基本情報 （船上 LAN の基本フォーマットに取り込まれている 情報：時刻、船位、船速、海上気象、表層水温、 塩分、磁力、重力データ 等）	航海後 1 ヶ月以内	補正前数値
・気象 / 水路業務用データ （WMO、JGOSS、JODE の取り扱いに準じる）	2 年以内	補正前数値
・船上分析、採水データ	2 年以内	補正後数値
・測深データ（マルチナロービームデータは、航海直 後海洋情報部に生データを提出）	2 年以内	補正後数値
・潜航記録データ（深度、水温、方位、高度 等）	航海後 1 ヶ月以内	補正前数値
・各種画像データ（スチール写真、各種ビデオ記録）	2 年以内	複写物
・個別研究データ（特殊な分析、品質） ：生物存在 / 活動データ ：地形、地質、地球物理データ ：化学成分、物理特殊データ	3 年以内 " "	補正後数値 " "
・時系列データ（例：トライトンブイ） ：水温、風速、気温、湿度、大気圧 ：同上 ：塩分、流速、雨量、日射	観測直後 2 年以内 "	補正前数値 補正後数値 "
・化学 / 生物の時系列データ （セジメント・トラップ・データ）	3 年以内	補正後数値
サンプルの種類	公開期限	状態
・岩石サンプル ：サンプル分配先リスト及び、保管用サンプル ：基本的記載データ（測点、大きさ、重量等） ：分析データ等	1 年後 3 年以内 "	サンプル 文書及び、 電子記憶媒体
・堆積物サンプル ：サンプル分配先リスト及び、保管用サンプル ：基本的記載データ（測点、大きさ、重量等） ：分析データ等	1 年後 3 年以内 "	サンプル 文書及び、 電子記憶媒体
・生物サンプル ：サンプル分配先リスト及び、保管用サンプル ：基本的記載データ（測点、大きさ、重量等） ：分析データ（種の分類、DNA 等）	1 年後 3 年以内 "	サンプル 文書及び、 電子記憶媒体
・海水サンプル ：サンプル分配先リスト及び、保管用サンプル ：基本的記載データ（測点、大きさ、重量等） ：分析データ等	1 年後 3 年以内 "	サンプル 文書及び、 電子記憶媒体

* データ / サンプルの区分は、調査観測技術の進歩等により変更することがある。

* しかるべき理由がある場合は、これらの公開時期を延長できる。

* ビデオテープの音声は、公開しない。